

第十二回 参議院郵政委員会會議錄 第二二号

昭和二十六年十月二十六日(金曜日)午後二時三十分開会

委員の異動

十月二十五日委員中川幸平君辭任につき、その補欠として瀧井治三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岩崎正三郎君
委員 大島 定吉君
城 義臣君
三木 治朗君
深川タマエ君

國務大臣 郵政大臣 佐藤 榮作君
電氣通信大臣

政府委員 郵政省郵務局長 松井 一郎君
郵政省経理局長 中村 俊一君

事務局側 常任委員会専門員 生田 武夫君
常任委員会専門員 勝矢 和三君

説明員 郵政省貯金局長 小野 吉郎君

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣送付)

本日の會議に付した事件

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長の報告(岩崎正三郎君)

本日は郵便法の一部を改正する法律案、郵便法の一部を改正する法律案を予備審査をすることになつてまいして、これは衆議院のほうでも一両日中に上つて来るわけでありまして、政府でも成るべく早く通してもらいたいという意向もありませんので、本審査は又日を期してやるわけでありまして、取りあえず本日は予備審査に入らうと思ひます。先ず大臣の説明をお願いいたします。

○國務大臣(佐藤榮作君) 只今議題となりまして郵便法の一部を改正する法律案及び郵便法の一部を改正する法律案の二法案について提案の理由を御説明申し上げます。

先ず、郵便法の一部改正であります。この法律案は郵便法に規定されておりますところの郵便に関する料金の全般に亘つて改正し、更に、通常郵便物の種類体系等につきまして一般の利用の実情に副うようこれが改正をしようとするものであります。

先ず、郵便に関する料金の改正案について申し上げます。昭和二十六年の予算編成に当りましては、支出額二百七十三億圓に對し、料金等の収入見込額が百七十三億圓でありましたため、収入の不足額三十四億圓は一般会計からの繰入金によつて賄ふこととして予算の成立を見たのであります。したが、朝鮮動亂勃発以來の物価高騰によつてこの予算は、早くも年度開始当初すでに実情に副わなくなつていたやうな状況であります。而して更に近く実施されます。職員給与ベースの引上げ、諸物価の高騰による郵便事業用品の値上り、陸上運賃の値上りによる郵便物運送費の増加等を見込みますと、極度の経費の節減を図りまして

も、どうしても年度内五十一億圓の支出増加となるのであります。一方、収入面におきましては、本年度当初の予定額を超える自然増収額等がおよそ十七億圓程度見込まれるのであります。それによつても、差引、本年度内三十四億圓、平年度約五十四億圓の赤字を来すこととなります。

而も、この平年度五十四億圓の不足額は、本年度予算に計上されております一般会計からの繰入金三十四億圓の繰入れを受けた上での不足額であります。先ず、郵便収入の不足額は兩者の合計、即ち約八十八億圓の巨額に上るのであります。これは、現行料金による収入見込額の約五割に相当するのであります。

ところが、先日の当委員会におきまして申上げました通り来年度以降は、諸設の事情から、一般会計からの繰入を期待することが極めて困難な事情にありまますので、ここに収支の均衡を図るため、郵便に関する各種料金の引上げをなさざるを得なくなつたのであります。

従つて郵便料金の改正について、全体として料金収入の五割程度の増収を見込んだのであります。個々の改正料金額の決定については、料金相互の均衡、郵便の持つ公共性の点等をも十分に考慮に入れてそれによつて引上げの割合を定めた次第であります。

今改正料金の主なものを申上げますと、通常郵便物の料金におきましては、第一種書状を現行の八円から十二円に、第二種通常書状を現行の二円から四円に、第三種のうち発行人の差出す新聞を現行の八十銭から一円に、雑誌を現行の三円から四円に、第五種の印刷物、業務用書類等を現行の六円から十円に引上げることになりました。そのうち、葉書の料金が十割の引上率となつておりますのは、葉書の料金が前回の改正の際置きとされたためこのままでは第一種書状の料金との権衡が余りに大きく開きますのと葉書の取扱に要する経費の点をも考慮いたしましたためであります。

なお、右のほか通常郵便物の料金につきまして特に申上げる点は市内特別郵便制度であります。これは同一市町村内のみにおいて発着する第五種郵便物を同時に百通以上差出す場合には、その料金を現行の六円から逆に四円に引下げましたことでもあります。

次は年賀郵便に関する特別料金であります。年賀状とした通常書状についてはその特殊性に鑑みまして一般料金よりも低料金の三円としました。但し、本年度はたまたま料金値上げ直後のことでありその影響の大きいことを考慮いたしまして、特にその料金を二円に据置くといたしました。

小包郵便物の料金につきましては、小包と同種の鉄道小荷物運賃が三割引上げの予定でありますので、それとの関係も考慮しましておおむね三割程度の引上げをいたしました。なお、容積の大きいものは、目方が少くともその取扱に要する経費は目方が重いものと同様にかかりますので、この点を考慮にいたして適当な換算料金額を設けることにいたしました。

特殊取扱の料金につきましては、現行の料金が相当高額となつており、引上げの余地が極めて少いので、おおむね五割程度引上げることとしました。次は、通常郵便物の種類体系の改正であります。現行の種類は、第四種の印刷物、業務用書類、商品見本等のように認定の非常に困難なものがあつて、利用上及び取扱上支障が少なくないので、利用者にとつても又取扱上においてこれら認定の容易なように種別を整理することにいたしました。

その他郵便の取扱方法につきまして、郵便の利用の実態に合うよういたしました。現金等を郵便で送る場合には、これを書留として差出すかどうかは、差出人の任意として、差出人が特に亡失、毀損等の場合に損害の補償を必要としなかつたときは必ずしも書留として差出さなくてもよいやうに改めましては、特殊取扱郵便物の転送又は還付の際の取扱方や、料金不足の速達郵便物の取扱、損害賠償の免責範囲等について実情に副うよう改正することとしました。

次に郵便法の一部を改正する法律案についてであります。この法律案は、通常為替及び小為替の制度の統合、郵便為替証書の金額の制限額の上上げ並びに料金の不均衡の是正等によりまして、事務の簡素化を図らうとするものであります。その内容は、次の通りであります。

第一は、通常為替及び小為替の制度を統合して普通為替制度を設けること

であります。現在郵便為替の種類は、小為替、通常為替及び電信為替の三種類であります。このうち、通常為替は、案内式であり、小為替に比し、複雑な手数を要し、その利用も少いので、事業経営の簡素化を図るため、通常為替と小為替の制度を統合して、小為替制度に類似する普通為替制度を設けることにいたしましたのであります。

なお、小為替は、差出人が為替証書に受取人の住所氏名を記載して、為替金の受取人を指定することになっていて、利用者は、受取人を指定しないので為替証書の譲渡を認めるよう希望している現状であります。郵便局における払渡事務の簡素化をも考慮して、普通為替は、受取人の指定を要件とせず差出人の任意事項とすることにしたのであります。

第二は、郵便為替証書の金額の引上げであります。現在郵便為替証書一枚の金額の制限は、通常為替証書及び電信為替証書は一万円であり、小為替証書は二千元であります。この制限額が低いため、一口の請求に対して枚数の郵便為替証書を発行することが多く、利用者にも郵便局の事務上にも不便があります。現下の経済事情に適応するよう制限額を引上げ、普通為替証書及び電信為替証書とも五万円に改めることにいたしましたのであります。

第三は、郵便為替料金の段階の変更と新料金の設定であります。郵便為替の料金は、郵便為替証書の金額の制限の引上げに伴い料金の段階に変更を加え、その段階ごとに新料金を設定する必要があります。他、送金機関における送金料をも考慮し、且つ、高額送金に不

当の料金を課していた不合理をも是正し、而も、現行収入を確保することを目的として設定することにいたしましたのであります。

又、郵便為替証書の再交付の料金及び払戻しの料金を引上げることとしたのであります。

以上が、只今議題となりました郵便法及び郵便為替法のそれ／＼一部を改正する法律案の内容であります。何とぞ十分御審議の上速やかに可決せられますようお願いする次第であります。

○委員長(岩崎正三郎君) お聞きの通りの説明でございますが、同法案について御質問がありましたら御質問をお願いします。

○城義臣君 二、三簡単にちよつとお伺いしたいと思ひます。只今の御説明にございました、新料金の決定に基準の原則と申しますか、そういうものについて更に御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(松井一郎君) 御承知のとおり郵便料金の定め方というものは、只今大臣の説明にもございましたが、大体現在の収支の合うようという形を全段として考へておるわけでありまして、その範囲内において一体どの種別にどの程度の料金を賦課して行くかという問題につきましても、いろいろ従来の伝統的な料金の体系もありまして、又その種別に応じての負担能力の問題もありまして、いろいろな情勢を考慮いたしまして、おおむねこの辺でよろうというように形をきめておるものでございまして、必ずしも原価計算といったような意味合

いにおいてきめられたわけではございません。

○城義臣君 例へば国鉄の運賃法の第一案によりますと、左の原則というところで、御承知のように四か条ばかり挙げておられますが、そういうものをやばり一つの科学的な基準というふうなもの、却つてお示しになつたほうがいいのではないかと気がもたれました。ですが、ございませうれば重ねてお尋ねしたいと思ひますが……。

○政府委員(松井一郎君) 私どものほうで取扱つておるものといふのは、非常に種類も多うございまして、その上に大体郵便料金というものは均一料金制度をとつておるもので、一通当りの原価といつたものを出すのは、実は技術的に見ても非常に困難なものがあつて、併し私どものほうでも現在一応はこの程度の平均コストにあるという数字は持つておる。併し従来長い間の伝統として、郵便料金というものが全段としての総合計算というふうな形でなされておりましたので、すぐにそれを国鉄式に採用するといふわけには参りませんので、この際はそのういふことを考慮しながら、やはり政策的な点を主眼にした料金体系をとつたわけでありまして。

○城義臣君 只今の御説明で趣旨は了承いたしました。重ねて今お話のお言葉の中にもありましたので伺いたいのですが、例へばこの原価計算といううなことが非常に困難であるということも想像つきますが、一応事務的に御算出になつていらつしやるのがあるはずれば、これも一つ参考に承わらして頂きたいと思ひます。

○政府委員(中村俊一君) それではお

答へいたします。先ず原価計算でございしますが、私どものほうでやつておりますいはゆる原価計算と申しますのは、我が国の国鉄あたりでもそうでございますが、工業原価計算的なやり方でやつておるものではございません。言ひ換へますと、独特の原価計算の方法でございまして、総経費を各郵便種類ごとにどういふふうな重みがかつておるかというのを調査いたしたのであります。正確に申し上げますならば、いはゆる原価調査でありまして、こういう意味でお聞き取りを願ひたいと存じます。実はこの原価調査は昨年の十月から採用いたしましたのでございまして、現在計数の整つておりますのは、二十五年度の下半期の分でございます。従つて二十五年度下半期の、つまり第三、第四四半期の総支出を各郵便種類ごとに振り分けたと、こういうことでございまして、これを現在の平年度に換算をいたさなければ全体としての原価の調査はできないのであります。そういうわけでありまして、で、實際調査いたしました実数に今回のベース・アップの所要額とか或いは又物価騰貴の額とかこういつたようなものを推計して類推した結果がございまして、その意味の結果を申し上げます。一番郵便のうちでポピュラーでありますところの第一種第二種、第三種について申し上げますと、第一種はかようにして出ましたのが六円四十七銭であります。それから第二種、葉書でございますが、これは五円二十七銭、第三種、これは新聞等でございますが、六円三十四銭といふふうになつております。なお四種、五種は、今回の郵便法の一部改正法律案にもござい

ますように、その内容が現行のものとなつておるもので、現在のものと内容が違つて参りますので御参考にならないかと思ひますので省略いたします。

○城義臣君 只今お示しの原価調査というふうなものによる原価で、第一種、第二種、第三種について言へば、この新料金との割合が、例へば手紙等で挙げた黒色葉書或いはこの第三種の赤を、これを補填するといふような形になつておるようですが、結果として手紙は当然減るであらうといふことは予想がつくのであります。どの程度の減を見込んでいらつしやいますか。

○政府委員(松井一郎君) 手紙と葉書との料金のバランスが当を得ませんと、この両者の間には非常な変化が来るという御趣旨でございますが、御承知のとおり、長い間の両者のバランスは、大体葉書一に對して手紙が二といふのがおおむねの基準として我が国において慣行的になつておつたのであります。この前の値上げの際に、葉書が据置になされた関係上、御承知のごとく、現行の一対四という非常に大きな開きになつております。その結果、封書から葉書への移行といふものが、この料金体系の変化に伴ひまして、相当多数行われたといふことは、数字の上で我々も看取できるのであります。と、ところが、最近におきましては、大体この一種の状況といふものも大体安定したのではないかと。本来移行すべきものは移行し尽したのではないかと、まあこういうふうな形に見受けられるのであります。そこで、今度の値上げの場合におきましては、この両

者のバランスという意味におきましては、御承知のごとく、原案におきましては、今度は一対三と、むしろ倍率におきましては従来よりも倍率に近づいております。従つて、その両者の開きという意味から見た移行というものは、さほど我々は新しい問題として見る必要はないのではないかと、ただ封書というものの現行の八円というものが、先ほども経理局長からのお話にありましたごとく、すでにコストよりも上つておる。而もそれを更に今回の案では十二円に値上げをするということになりますれば、これは相当の減少ということとはやはり覚悟しなければならぬと見ております。まあいろいろ見方があるだろうと思ひますが、年間を通じて五%平均でございまして、御承知のごとく、大体従来の経緯を見ましても、値上げの直後は非常に物数が減りまして、それが四月乃至五月たつうちに大体回復して来る。おのずから通信力、一般の自然増加もありまして、そういうことから見まして、年間平均して五%程度の減といふものは、これは相当大きな減を見ていいものであります。大体そのような減が起り得るだろうと我々は一応考えております。

○城島臣君 これはもう一般の常識論ですが、この新料金の体系をお作りになられるについて、原価のことは離れまして、一応この書状が少し高過ぎるのではないかと。葉書のほうは、例えば四円を五円にしても、ちよつと取扱に便利であるが、この十二円というのは少し高過ぎやしないかという一般の議論をよく聞くのであります。例えば、どのくらい上つてゐるかというよ

うなことを、戦前の昭和九年乃至十一年当時の日銀の御売物価指数等と比較して見ましても、日銀御売物価指数は本年八月において三百四十八倍であるが、今回の郵便料金引上げにより、葉書は二百六十六倍、書状は四百倍となつておるという点も一応指摘されておるようであります。この辺については、いわゆる高過ぎるというようない一般の常識論ではありますけれども、政府当局として、事務当局として、これに対してはどういうふうな御説明をなさるのでありますか。一応承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(松井一郎君) 私どもも昨年実は行いました郵便に関する輿論の調査の中にも詳細に出ておりますが、葉書については、相当の値上げの余地があるが、封書についてはもうすれで、値上げの余地が少なくなつておるじやないかといふことは、先ほど城委員からお示しになられましたとおり、統計数字のほかに、街の声としてもそういうことを伺つております。そういう意味におきまして、できるだけ封書の値上りの幅を狭くしたい、かように考へておつたのであります。が、郵便の通常料金の大宗であります葉書と封書というものの料金を設定するに当りまして、葉書というものは現在二円でありまして、これを一律に五円にするといふのは少し行き過ぎではないかといふような考慮が強くおぼれまして、どうしても葉書は一応四円に据置きたいといふことを実は基準にいたしました。そういたしますと、結局その残つて来るいろいろな負担というものを全部一種へ転嫁せざるを得ないといふような形から、止むなく十二

円というふうな数字を出さざるを得なかつたわけでありまして。○三木治朗君 大臣もすでにおられないので、これは事務当局からの御返事はちよつと困難かとも思ふのであります。が、大体今度の改正は、一般会計からの繰入金というものが全然ないものとして、この郵便料金の改正をやるうとしておるのうに見えるのですが、大体この郵便事業というものは、公共的な事業であつて、必ずしも原価計算のみによつてやるべき性質のものではないように考へられるのですが、当局としては、全然今後一般会計からの繰入金には取らない、もらわぬといふ御方針なのかどうか、この点をお聞きしたいのです。

○政府委員(松井一郎君) 郵便事業経営の基本に於ける非常に大きな問題でございまして、大臣から答へて頂くのが適當かと思ひますが、一応事務当局として考へておる点を御説明申上げたと思ひます。郵便事業が相当強く公共性を持たされておるといふことを前提として考へますならば、郵便事業は本質的に独立採算としてやらなければならぬといふことは出て来ないと思ひます。その場合に、結局一般会計からということになりまして、これは税金で徴収したお金という形になります。料金でやりますと、これは現実的に利用するといふかたから頂戴するわけでありまして、その調整をどうするかといふことが現実における問題だらうと思ひます。つまり、料金としての負担がそう無理ではないという限度においては、やはり原則として一般の運営費というものは、料金で賄つて行くのが公平だろうと思ひます。併し、非常

にそこに公益的な犠牲を強いられるその負担を一般に転嫁して行くためには、もはや限界を越えるといつた場合においては、これはやはり一般会計からの補給によつてなされなければならぬといふ性質のものだろうと私どもは考へております。つまり、その公共性に関する限りは必ず独立採算でやらなければならぬという原則は立たない。然らば何でもかでも一般会計から仰ぐか、これも又不合理な面がありまして、やはり利用する人から頂くという建前は、一応料金体系としては基本的な考へて、いいのじやないか、かように考へております。

○三木治朗君 料金の改正、いわゆる原価計算に基いて改正するという建前になるが非常に公共性の強い、いわゆる日刊新聞のようなものは、特にこれを原価計算にするならば、葉書や封書より以上に重量もある、非常に高くつくだろうと思ふのであるが、これは非常に公共性の強いものであるから、安くしているものでありまして、これがなぞはこれの負担を結局一種、二種の葉書、封書を利用する人がその負担を受持つといふことの不合理があるように思ふので、従つて、当然こういふ、何といふか、赤字の出る郵便物に対しては、当然繰入金があつて然るべきだ、さもないければ、これを同様に原価計算をして、それだけのものを利用者から取立てて行くといふのが、これが正しいことになるわけですが、こういう点に対してどういう御見解をお持ちになつてゐるのか。

○政府委員(松井一郎君) 私どもが仮に一応原価計算いたしまして、その原価計算通り頂けるものは、これは問題

ございせんが、どうしても公共的な意味において原価計算をやらなければならぬといふことを要求された場合に、それは一般会計から補給していいじやないかといふことも確かに一つの筋の通つた私ども考へ方だと思ひます。そうしますと、大体原価以上に他へ転嫁するといふことは原則としてしない、少くとも郵便の料金というものは一応の原価以下のものでなければならぬといふことが前提となるわけでありまして、今はそういうふうな個別的な原価計算主義というものを中心には考へておりません。ですから、結局一応の原価の分担保はありますが、それを相互に転嫁し合つて、どうしても転嫁できないものについては、無理だといふものについては、これは最後の赤として一般会計から補給を仰ぐという建前にしてあります。と申しますのは、やはり一般会計からの負担と言ひますと、これは直接租税政策に関連して来ます。租税の負担を多くする人が必ずしも郵便をたくさん使う、つまり郵便をコスト以下において利用している人であるといふことは必ずしも言ひかねる部分が出て来ると思ひます。そこで負担し得る限度においては、やはり利用者負担で行く、併しそれが、或る程度以上になつて無理な場合においては一般会計から仰がねばならぬ、こうするより差当りの現状としてはいい方ないのじやないか、かように考へております。

○三木治朗君 そうすると、結局一般会計からの繰入金も必ずしも、何と言ひますか、見込んでないといふわけではないと解釈していいわけですね。

○政府委員(松井一郎君) 現在のこの

料金案が大体お認め願えるというよう
なことになるすれば、来年度の予算
については、一般会計からの繰入金
を無くしてやれるという程度の見通し
は持つております。特別な事情が、大
きな変化があれば別問題でございます。

○三木治朗君 どうも今の態度は甚だ
意に満たないので、それはどうしても
或る程度の繰入金を取るのだという建
前を僕は残すべきだと考えるのです
が、国の財政の苦しいこともわかつて
おるのですが、今日の郵便事業とい
うものが世界各國に比して非常に、何
と云いますか、貧弱と言いますか、世界

各國では郵政事業というものは文化の
尖端を行く建前をとって、建物でも
或いはすべての施設でも、もう一番進
歩的な施設をやつて行く、而も日本は
国際郵便法の仲間入りをしてやつて行
くの、今日のあらゆる施設、その他
において、非常に貧弱で、世界に對し
て恥かしい状態にあるのは、これを少
しも早く世界並みに立派なものにしな
ければならぬという大きなことに経
済的な力を持たなければならぬ。郵
便料金の値上げだけでどうにかやつて
行くからという程度では、なか／＼國
家の事業として独立採算の體の中に立
籠つてやつて行つたのではないになつ
たら日本の郵便事業というものが世界
各國に伍して行かれるか、非常にこれ
は前途甚だ心細い次第なのですが、そ
ういふ点などを考えますと、今おつし
やつたように、繰入金を必要としない
という建前では将来の郵便はやつて行
けないと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(松井一郎君) 私どもとい
たしまして、先ほど私が答へいたし
ました来年度は何とかと申しますの

は、これは運営上の最低のぎり／＼で
ございまして、決してこれで郵便事業
が非常によくなるというほどのものを
期待しておるわけではございません。
一般会計のほうで余裕があるならば、
まだ／＼郵便事業には繰入れて頂き
たいというものもあります。その点に
なりますと、これは一般会計の財源と特
別会計の關係になりました、私からお
答へするのは或いは適切でないかと思
いますから、適當なときに大臣からで
もお答へを願ひたいと思ひます。

○三木治朗君 この料金の値上げの可
否の問題は別として、今の説明に
よると、一種が四円の二種が十二円と
いう案のようですが、これを實際に事
務を取扱う面から言いますと、四円と
いう料金は大体六円なり一円なりの釣
銭を出さなければならぬ。十二円とい
う料金に對しては、又これは八円の釣
銭を支払わなければならぬ。これは事
務上から言つても手数のかかること
で、買うほうでも相當な釣銭をもち
らうというところは非常に煩雜なので、
これは五円、十円というような釣銭を
要しない、計算のわかりやすい料金に
することが非常に事務取扱の上から言
つても、利用者の側から言つても、い
いのではないかと申すのですが、先ほど
の御説明があつて、一遍に葉書をどつ
さり上げることは、というお話であり
ましたが、私はそのほうがすべての面
において便宜じやないか。値上げの可
否は別として、そういうようなことに
對しての御考慮はあつたのですか、ど
うですか。

○政府委員(松井一郎君) 私ども今回
の値上げの体系を考えます上ににお
いては、先ず最初にやはり只今三木先生

のおつしやいました五円、十円案とい
うことを考えたのであります。これは
先生が今おつしやつたと全く私も同
じ見解を持つてゐるものでありまし
て、事務の取扱の便宜さというか、そ
ういふ点を考えて見ますと、又公衆に
とつてもわかりやすいことを考へて
見ると、この案がそういう意味にお
いては最上な案だと思ひます。と
ころが他面郵便の料金というものは、
その料金自身が持つてゐる何と申しま
すか、値上げの経済的負担ということ
は、仮に極めて一般國民生活にとつて
僅少なものであるといひましたも、
何しろ國營事業の最も一般の國民が利
用しなければならぬ關係上、これを政
府が一〇〇%以上に亘つて値上げする
というものは、その心理的な響きとい
うものがどうも思ひにくいというよう
な有力な意見もございします。この点に
も成るほど私も聞かなければならぬ
点もあると思ひます。それは昨年度の
郵便のいろ／＼な現状調査の際にも、
仮に郵便料金が上つても極めて生活に
及ぼす影響は僅かである。併し郵便料
金も又大幅に上るのだという、むしろ
心理的な影響を一般の國民としては警
戒してゐるというような点も見受けら
れますので、そういう点を考慮いたし
ました結果、止むを得ず現在のような
四円、十二円案というところに落ちつ
いたわけでありました。

○三木治朗君 なおもう一つ郵便為替
法の改正の点でちよつとお尋ねしま
すが、今度は少額送金の場合のことを考
へると非常に無理があるように思ひ
ますが、仮に百円の金を送るという場
合に、合計すると七十七円の費用が
かかる。為替料が三十円に郵便料が十

二元、書留が三十五円ということにな
ると七十七円かかる。これはもう非常
にどうも何と言ひますか、べらぼうな
費用を出して金を送るといふ結果にな
るようではあります。それで果して運
営が行くものですかどうですか、その
点一つお伺ひします。

○説明員(小野吉郎君) 只今御指摘の
点につきましては、私どももよく承知
いたします。そのように考へるもので
あります。一面今度の郵便為替法の
改正は、主たる点は通常為替、小為替
の統合であります。料金体系にお
きましては、かね／＼他の送金手段と
の権衡が非常に問題であつたのであ
ります。仮に昭和十五年當時口数に
いたしまして六千万を超える取扱があ
つたのであります。爾來年々減少いた
しまして、最近では年間三千万口の利
用しかないような状況であります。こ
れは今の低額のところは非常に利用
が多いのであります。これは料金が非
格安になつております。その負担は華
けて高額の為替送金にかかつてゐるわ
けであります。そういう方面の利用
が逐年減少する、こういうような苦
しい実情にあるのであります。今回の料
金の段階並びにその料金の額を決定す
るに當りまして参照いたしました二つ
の權衡の問題は、銀行送金、一方にあ
ります。又一面には今回の郵便法の一
部改正法案の中にもございしますが、現
金書留の新しい料金体系、これとの
考へ方において為替事業も再検討せざ
るを得ないような立場に相成つてお
るわけでございます。

銀行送金の点を見ますと、現在五千
円以下のものはすべて五十円の料金を
取つてゐるわけでありまして、五千円を

超えるものにつきましては、すべて金
額に制限なく五万円でも十万円でも百
円、こういうような状況になつており
ます。他の為替料金を見ますと、小為
替の料金におきましては成るほど低額
のところは安うございします。百円以下
という刻みもありまして、そういうと
ころでは現在十円で取扱つてゐるわけ
であります。更に百円を超えては五
百円以下のものにつきましては十五
円、五百円以上千円までは二十五円、
かように相成つておるのであります
が、そういう百円或いは五百円刻みの
ところを、かような低料金にしなければ
ならないとしますと、勢ひ二千円、
三千円、五千円となりますと、銀行送
金にとつても追付けない高い料金を徴せ
ざるを得ないような状況もあるわけ
であります。そういう面も併せて考慮いた
しまして、今回現金書留料金につきま
しても千円以下のものは、すべて一番
最低の段階といたしまして三十五円、
こういうような料金になるのでありま
すが、私どものほうではこれと睨み合
せ、一方には銀行送金五十円との睨み
合せも考へまして、できるだけそうい
つた少額の金の送金に、料金が安いこ
とが好ましいことには違ひございませ
んの、三十円とかやうに落ちついた
ようなわけでありまして、従来はとかくそ
い段階になりますと、従来はとかくそ
の方面に非常に不合理な負担をかけて
おつたのであります。三万円の送金
につきましては、今日通常為替にいた
しまして一万円のところで百二十円の
料金を徴しておりますが、三万円が百
円というような刻みにいたしておりま
す。

○城島君 もう一度お伺ひしたいの

は、これは運営上の最低のぎり／＼で
ございまして、決してこれで郵便事業
が非常によくなるというほどのものを
期待しておるわけではございません。
一般会計のほうで余裕があるならば、
まだ／＼郵便事業には繰入れて頂き
たいというものもあります。その点に
なりますと、これは一般会計の財源と特
別会計の關係になりました、私からお
答へするのは或いは適切でないかと思
いますから、適當なときに大臣からで
もお答へを願ひたいと思ひます。

○三木治朗君 この料金の値上げの可
否の問題は別として、今の説明に
よると、一種が四円の二種が十二円と
いう案のようですが、これを實際に事
務を取扱う面から言いますと、四円と
いう料金は大体六円なり一円なりの釣
銭を出さなければならぬ。十二円とい
う料金に對しては、又これは八円の釣
銭を支払わなければならぬ。これは事
務上から言つても手数のかかること
で、買うほうでも相當な釣銭をもち
らうというところは非常に煩雜なので、
これは五円、十円というような釣銭を
要しない、計算のわかりやすい料金に
することが非常に事務取扱の上から言
つても、利用者の側から言つても、い
いのではないかと申すのですが、先ほど
の御説明があつて、一遍に葉書をどつ
さり上げることは、というお話であり
ましたが、私はそのほうがすべての面
において便宜じやないか。値上げの可
否は別として、そういうようなことに
對しての御考慮はあつたのですか、ど
うですか。

○政府委員(松井一郎君) 私ども今回
の値上げの体系を考えます上ににお
いては、先ず最初にやはり只今三木先生

のおつしやいました五円、十円案とい
うことを考えたのであります。これは
先生が今おつしやつたと全く私も同
じ見解を持つてゐるものでありまし
て、事務の取扱の便宜さというか、そ
ういふ点を考えて見ますと、又公衆に
とつてもわかりやすいことを考へて
見ると、この案がそういう意味にお
いては最上な案だと思ひます。と
ころが他面郵便の料金というものは、
その料金自身が持つてゐる何と申しま
すか、値上げの経済的負担ということ
は、仮に極めて一般國民生活にとつて
僅少なものであるといひましたも、
何しろ國營事業の最も一般の國民が利
用しなければならぬ關係上、これを政
府が一〇〇%以上に亘つて値上げする
というものは、その心理的な響きとい
うものがどうも思ひにくいというよう
な有力な意見もございします。この点に
も成るほど私も聞かなければならぬ
点もあると思ひます。それは昨年度の
郵便のいろ／＼な現状調査の際にも、
仮に郵便料金が上つても極めて生活に
及ぼす影響は僅かである。併し郵便料
金も又大幅に上るのだという、むしろ
心理的な影響を一般の國民としては警
戒してゐるというような点も見受けら
れますので、そういう点を考慮いたし
ました結果、止むを得ず現在のような
四円、十二円案というところに落ちつ
いたわけでありました。

超えるものにつきましては、すべて金
額に制限なく五万円でも十万円でも百
円、こういうような状況になつており
ます。他の為替料金を見ますと、小為
替の料金におきましては成るほど低額
のところは安うございします。百円以下
という刻みもありまして、そういうと
ころでは現在十円で取扱つてゐるわけ
であります。更に百円を超えては五
百円以下のものにつきましては十五
円、五百円以上千円までは二十五円、
かように相成つておるのであります
が、そういう百円或いは五百円刻みの
ところを、かような低料金にしなければ
ならないとしますと、勢ひ二千円、
三千円、五千円となりますと、銀行送
金にとつても追付けない高い料金を徴せ
ざるを得ないような状況もあるわけ
であります。そういう面も併せて考慮いた
しまして、今回現金書留料金につきま
しても千円以下のものは、すべて一番
最低の段階といたしまして三十五円、
こういうような料金になるのでありま
すが、私どものほうではこれと睨み合
せ、一方には銀行送金五十円との睨み
合せも考へまして、できるだけそうい
つた少額の金の送金に、料金が安いこ
とが好ましいことには違ひございませ
んの、三十円とかやうに落ちついた
ようなわけでありまして、従来はとかくそ
い段階になりますと、従来はとかくそ
の方面に非常に不合理な負担をかけて
おつたのであります。三万円の送金
につきましては、今日通常為替にいた
しまして一万円のところで百二十円の
料金を徴しておりますが、三万円が百
円というような刻みにいたしておりま
す。

○城島君 もう一度お伺ひしたいの

ですが、さつき三木先生からお話がありました。四円を五円にしたほうが能率も上るのではないかと、このように、心理的影響をお考えになつたと、よくわかるのですが、併し仮に五円にして、一円余計上つたとして、どのくらい増収になるのですか。その点ちよつとお見通しがあれば……。

○政府委員(松井一郎君) 大抵現在物数はいろいろ變つて来ておりますが、封書というものと葉書というものを考へて見ますと、物数においては葉書が二に對して封書が一という割合であります。物数の上におきまして……そこで今度の料金改正でございますが、そういうことをそのまま数字的に見ますと、葉書において一円の値上げをするのは、封書において二円値上げをするに四敵するわけでございす。物数が半分でございすから、そういう意味合いになるわけであります。今度の値上げにおきまして、大体二種におきましてもおおよそ年間二十五億くらいの増収を予定してございす。一種においても大体その程度のもを予定してございす。

○城義臣君 私か申上げたいことは、公衆の目から見ますと、三木さんからお話がありました。例へば郵便局舎等については、非常に狭隘で、誠にどうもお粗末な目に余るものが多いとございす。そこで仮に一円というものが余計上げられたために、負担するほうから言へば莫大のことではない。併しそうした増収があるならば、むしろ私は増収策を圖つて、日常公衆が利用される郵便局はもう少し立派な明朗な能率の上るものにすべきではないかといううような気がするので。心理的影響

といううなことだけでもありますまいけれども、他の例を申上げて、例へば私鉄なんかの場合、監督官庁のほうでは料金がかかることが一般大衆の足に非常な支障を来たすと言つて抑えるけれども、そのために朝晩その私鉄を利用する者は、実にその設備の悪い不便極まりない車に荷物のように押込まれるということがあるのであります。この辺を勘案しますと、一律にただ心理的影響だということのみの意味におゐて、当然増収の図り得るものには、むしろ増収を圖つてそれだけよくするといふことのほうが文化を向上するゆゑんではないかと、こういううな氣もいたします。私は反対をいたしているのではないが、そういう國民の聲もあるといふことを将来やはり御勘案頂きたいと思つて、この際要望申上げておきたいと思つて。

○政府委員(松井一郎君) 先ほどの私の答へが若干ポイントが外れておつたかと思つてあります。一円値上げをするに對して、どの程度の増収が期待できるかと、大体このうなお話でございす。大体葉書が現在十五億くらいでございすから、そのままで行けば年間十五億圓ということになります。若干それは物数の減といふものと自然増収といふものがそこへ起る来るはずでございす。大体一円の差で十四、五億ということになります。

○三木治朗君 今度の郵便料金の値上げの問題は、いろいろの事情から言つてむやみに赤字であるが故に事務員が絶えず重荷を背負はれて、そうして自分たちの要求も遠慮しなければならぬといふうな非常に苦しい立場に置

かれるに至つてゐるので、或る程度の値上げも止むを得ないのではないかと考へておりますが、値上げをするからには、ただ赤字だから値上げをするというばかりでなく、値上げをするからにはいろいろとやはりサービスの改善をいたしたいといふうなことでなければ、一方の面でも面白くないと思つてゐる。そのサービスの改善は、むしろさつきも言つた通り、城さんもおつしやつたうな場合に、郵便局へ行つても感じがよい、余り小汚くないといふうな明るい感じの持てるようなもの。これは一つのサービスであると思つて、この値上げに關してサービスの面でも何らかお考へになつておることがあつたら一つ伺ひたいと思つて。

○政府委員(松井一郎君) 只今お尋ねになられたように、値上げをするのだからどこかサービスをよくすべきであるといふことは極めて御尤もなお考へであると思つて。ところが先ほど郵政大臣のこの本案に對する説明の中にございすように、この値上げのよつて來ましたゆゑんのものは、全く現在の事業維持のためにどうして最も限度必要な赤字といふものを埋めて行きたいといふことが基本になつております。而もその中には今度の行政整理によつて縮小せらるる人件費をも含んでおります。従つて私どもとしては、この値上げによつて得られる費用といふものは、現在の事業規模といふものを辛うじて運営して行けるだらうといふ程度の大体増収しか期待できないといふ、かような次第でありますので、サービスと一口に申上げても、それが例へば人を要するとか非常な費用

を要するといふたうなものにつきましては、この計画によつて多くを期待するわけには参らないと思つて。併し私どもは、折角國民の皆様がたから相当高い料金を負担をして頂くという以上は、我々のサービスの基本である郵便物を安全に確実に送ると、そうして与えられた範囲内においてできるだけ早く送るといふ点については、誠心誠意を籠めてやつて行きたい、かように考へております。

○三木治朗君 まあこのサービスの問題その他に關しましても、最前から申しておきますように、一般会計からの繰入金はどうしても取るべきだといふ工合に私は考へておるわけでありす。これはいづれ大臣がおいでになつたときになお強く要望したいと思つて。

○城義臣君 今三木先生から一般会計から繰入金を取るべきだといふうな強い御主張をなさつておりますが、それはそれとして、やはり郵便事業の独立採算制を実現するといふ一つの目標を掲げられておる以上は、いろいろ事業の合理化であるとか、或いは特定局制度の改善等を実施しまして、経営の経済化を図るといふ必要があるのではないかと考へるものであります。何かそれについて御計画等があり得れば、その点を伺ひたいと思つて。

○政府委員(松井一郎君) 制度の改善の問題につきましては、いづれそのうちに私どもとしてもいろいろな角度からこの問題を取上げて行かなければならぬと思つております。現在の今御指摘になられた特定局制度と申しまして、これは現状といふものが必ずしも我々としても満足すべき状態である

うとは考へておりません。併し現状に至るにはいろいろなそれ相当地理由があつて参つて來たことであります。併し、簡単にこれを元に戻すとか還さなといふうな形ではこれはなかなか結論を打出し得ないだらうと思つて。そこで現状に即するうに合理的に行き過ぎた点は直すように、そのうな点についてこれからいろいろと具体的な施策を施して行きたい、そのううふうには考へておりますが、今こゝでこれをどうするといふうな具体性を持つて申上げる段階にはまだ立ち至つておりません。

○城義臣君 それからこの郵便貯金のことで、昭和二十七年年度の増加目標額はどのくらい立てていらつしやるのでしようか、又それに対する御方針、御方策があれば伺ひたいと思つて。

○説明員(小野吉郎君) 来年度の目標は、私どももいたしましては一億五千萬を頭に置いております。但し大蔵省の資金運用計画の期待の数はそれよりも上廻つておりました。六百億くらいは是非やつて欲しい。特に今日まだ上程の運びに至つておりませんが、郵便貯金の利子でも上げるようになりまして、普通貯金で相当増えるであらうと、そういうところで資金運用計画の面では六百億を期待いたしております。我々實際の今の実情から判断いたしますと、まあ五百億がせいゝではあるまいかと考へております。

○城義臣君 その方策は何かございすか、特定の……
○説明員(小野吉郎君) 方策につきましては、これは前々ういつた方法をとつておりますが、通常貯金というも

のはこれは成るほど殖えるには殖えますが、なか／＼宣伝なり周知の仕方がむずかしいのでございまして、たとえ利子を上げましても、それだけで直ちに自然に流れて来るものではないようでありまして。なか／＼貯金というものはやりにくいものでありまして、相当にやはりお勧めしないとなか／＼集まつて来ないような状況でございまして、やはり積立貯金、或いは定期貯金、こういうたもので相当勧奨せざるを得ないと思つております。

○城義臣君 これは予算を伴わなければ急には実現できませんが、公衆の側から言つと、窓口が少いというやうな感じを持つのですが、この点はどんなものでございましょうか。やはり事務局当局としてもそういう声を十分聞き取りと思ひますが、こういう点を十分将来に亘つて勘案して頂きたい。国民の貯蓄に利便を供するといふ形でこういう方向へ是非持つて行つて頂きたいものと、こういうふう存じます。

○説明員(小野吉郎君) お説の通りでございまして、私ももそういつた取扱の機関が殖えればやはり集まるものは多くなるかよ／＼考へております。ただ窓口機関を殖やしますことは、主として都会方面には相当今日普及しておるわけにございまして、自然、局のない村に郵便局を置くというやうなことになるかと思ひます。経営上の問題といたしまして、そういうところは得てとかく採算が合わないところとございまして、財政状況の關係からも脱み合せなければならぬわけにございしますが、将来大いにそういう線へできるだけ窓口機関が多いことが望ましいと、こういう気持は持つております。

す。

○城義臣君 そういうお氣持があれば、方法とすれば、例えば民間等の金融機関で扱つておるやうな簡易な方法、例えば一定の職員を置かず、代理店と申しますか、一つの請負のやうな形で簡易に預金を吸収するといふのは相当信用のあるものであれば、その辺を工夫すれば、改めて立派な郵便局を設ける必要もないし、又そこへ公務員としての一定の職員を置いてやるというこゝでなしに、その辺の工夫の途はあると思ふ。従来といふゆる官営だとか、国営だとかいふやうな觀念からすれば非常に飛躍したやうな議論のやうであります。そのことが国民をして貯蓄の習慣をつけると、或いは又預金者から非常に便利であるといふやうなこともあるので、その辺まで押し進めて考へて見るといふのではないかと、こういうふうな議論をよく聞きますので、私もそれに同感しておりますから、将来のことですけれども工夫して頂きたいのではないかと思ひます。

○説明員(小野吉郎君) その点につきましては、現在の状況ではできるだけ足で揃え集めるという方法はとつております。現在郵便局の区域に入らないところはなないわけにございまして、外勤の定員もございまして、足によつてそういう方法はとつております。一面には請負と申しましてよいのでございまして、少くとも個々のそれなしに、一つの団体といたしまして、毎日日掛のやうなことで集めて頂いて、それを月に一回郵便局員が集金に廻ると、こういうやうな方法を今日とつておるわけにございます。

○城義臣君 了承いたしました。○委員長(岩崎正三郎君) それではちよつと私も質問したいのでございまして、今貯金局長のお話によると、三木君の質問に對して、まあ値上げをして大いに安全確実な郵便事業をやつて、サービスをやりたいといふやうな御答弁であるやうであります。どうも根本的にはこれは政府の予算の組み方といふことになるでしようけれども、それはさておきまして、とにかく今の独立採算制といふものは誠に話を聞いておるといふと今日不安定なものであるし、原価計算のほうから見ても何かきつちりしないやうなところもありまして、そうして料金を上げてサービスも万全を期したいといふが、今首切りが片方に行われておつて、そうして先ほど三木君の質問にあつたやうに、十二円とか四円とかいふやうな半端なことであります。現業のほうでは骨が折れると、骨が折れて仕事に忙しくなれば、これは如何に安全確実な仕事をしようと思つてもできなくなるので、私はそういう点からすると、原価計算の点も考へられるし、おしなべて常識的に見まして、やはり十円、或いは葉書は大衆的なものであるからこれは四円にしておいていいのかも知らんけれども、そういう感じを持つのであります。その辺をもう少し納得の行くやうに御説明をお願いしたいのですが……。

○政府委員(松井一郎君) 只今の御指摘は私もなにとつても苦しいところをお聞きになつたものと思ひますが、先ほど申し上げたごとく、現在の収入を確保してやうしてかた／＼事務の簡素化を図つて行くという面から申し上げれば、確かに五十四円にするに越した

ことはございせん。ところが先ほど私が申し上げましたやうな配慮が中心となつて四円といふものが打立てられたと、そうしますと現在の我々として必要な最低限度の増収といふものも四円十円ではどうしても期待できないといふわけにございまして。これは御承知のごとく、官庁会計は一年ごとに立てられるので、長い目で見た場合のことは必ずしもそれに一致しないかも知れませんが、差当り来年度予算といふ程度の見通しにおいては、なか／＼必要な俸給を支拂つて行き、必要な現状の施設をやつて行くだけで四円、十円で止むを得ず十二円案といふものになつたといふことが四円十二円案の立つた実体でございまして。その辺は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○深川タマエ君 独立採算制のこととございまして、それは私原則といたしましては、国民の富の差なく貧しい者もお金持ちも同じやうに金を出さなければならぬものだ。例えば米とか、或いは汽車賃とか、こういう葉書や手紙とか、こういうやうなものはやはり全部独立採算制にしませんで、まあたか／＼半分くらいは各人が同じやうな負担をしてもよろしいのでしようけれども、あとのせめて半分くらいはやはり経済力に応じて税金を取立てたその税金で支払うといふやうにいたしますことが、社会政策というのですか、そのほうがどうも合理的だと思ふのですけれども、現行法におきましてもやはりその欠陥は是正するべく努めておるらしいのでございまして。例えば国会議員なんかたくさん手紙や葉書を出しますけれども、やはり通信料とい

うものを別にもらつておりますし、雑誌なんかでもたくさん使つておりますが、雑誌の値段の中に繰込んでおりますし、やはり米の値段なんかもそういうものは労働者の人たちは給料のほうで勘案しておるらしいのでございまして。これは独立採算制で現状のままではいいのではないかと知らんと、この頃こういうふうな考へ直して来ておるのでございまして、それはそれとして、さつきからの話で葉書四円手紙十二円と、これは党の意向をまだ聞いておりませんから私勝手にここで申し上げるのとはどうかと思ふのですが、私人の考へでは、これはやはりスマートに……、取扱い人の能率のことも考へませんと、葉書一枚買つても四円、一円釣りがあつて、五円持つて行つても二円釣りがあつて、三枚買つても十円釣りがあつて、五枚買つても十六円釣りがあつて、五枚買つても十円と十円札一枚、切手一枚買つても十二円二枚買つても二十四円、三枚買つても三十六円、四枚買つても四十八円、やつと五枚買つても六十円、一枚十二円で切手を買つたときに、あと八円都電の切符が買えますけれども、都電の切符も何だか値上りしやうなもので、これはやはり窓口におる人の能率も考へてやりませんと、それこそ能率賃金をもらわなければいけないことにもなりますので、さつき丁度よい都合の御説明をなさつておられましたが、葉書二枚に対して封書が一枚というやうな発行をしようといひますから、葉書のほうを一円値上げをいたしまして、これが二枚売れる

としますと二円、それで封書一枚で二円値段を引下げますと、これで同じです。何と云うのですか、郵政省のほうの会計としては同じですから、同じならもつと皆さんの便利にように五円、十円としたほうがよいと考えますけれども……

○政府委員(松井一郎君) 深川委員から御指摘のごとく、大体葉書一円の値上げと封書二円の値下げというものは、予算的には見合問題でございませう。従つて予算の上では別にどうこうという問題はありません。ただその他の問題でございませうが、先ほど私が申し上げたことを又繰返すようになりますのでありますが、おつしやる通り、事務の手續、能率といった点については、これは四円、十二円のほうがよいという何らの理由もございませうし、御指摘のごとく五円、十円の場合が優れておるといふことはこれはもう問題のないところだと思ひます。ただ他方における、私が先ほど申し上げましたような意味において、郵便事業の値上げということが、五円になると一五〇%ですから、一〇〇%以上の心理的影響があるといつたような点をどの程度重く見るかという問題で分れて来るだらうと思ひます。その問題はもう懸念する必要がないじやないかというお立場からすれば、おのずから問題は五円、十円に落ちついて行くだらうと思ひますし、いやそうでない、やはり政府の施策として葉書の値上げの持つておる物価に及ぼす心理的影響といったものを考慮するから、どうしてもこれは一〇〇%以下にとどめるべきだといふような立場を重要視いたしますれば、おのずからこれは四円、十二円案ということが

打出されて参ります。その辺になりますとこれはもう見方と申しますか、見解の相違になつて参ります。私どもとしては、やはり一応原案者としては後者をとつてここに四円、十二円を出した、そういう点を御説明申上げておきたいと思ひます。

○委員長(岩崎正三郎君) ほかに御質問ございせんか。では又本審査のときに更に質問もできることとございませうから、本日の予備審査はこの程度で止めたいと思ひます。これで閉会いたします。

午後三時四十二分散会

十月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、郵便法の一部を改正する法律案
二、郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「第四種

のうち「商品の見本及びひな形三頁」を「商品の見本及びひな形三頁」に改める。

第十九条を次のように改める。

第二十条第一項中「電気通信省」

の下に「又は日本放送協会」を「左のものに」の下に「省令の定めるところにより」を加え、同条第二項中「他の法律に規定のあるもの及び」を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条(第一種郵便物) 左の郵便物は、第一種郵便物とする。

一 筆書した書状(特定の人にある通信文を筆書(印章又はタイプライターによる場合を含む)したもの、郵便葉書でないものをいう。以下同じ)を内容とするもの

二 開封しないもの(第二十六条第一項後段の規定により密閉したものを除く)

第一種郵便物の料金は、重量二十グラム又はその端数ごとに十二円とする。

第二十二條第二項を次のように改める。

第二種郵便物の料金は、通常葉書にあつては四円、往復葉書にあつては八円、小包葉書にあつては五円とする。但し、十二月十五日から翌年一月十日までの間に省令の定めるところにより年賀状として差し出された通常葉書の料金は、三円とする。

第二十三條第四項中「三円」を「四円」に、「八十銭」を「二円」に、同

第五項中「二百円」を「二千円」に改める。

第二十五條第二項中「六百円」を「千円」に、「九百円」を「千五百円」に改める。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

第二十六條第四種郵便物) 左の郵便物で開封するものは、第四種郵便物とする。各種を内容とする郵便物で差出郵便局の承認のもとに密閉したもの、同様とする。

一 法令に基き監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信教育を行うために発受する郵便物(筆書した書状を内容とするものを除く)で省令の定めるところにより差し出されるもの

二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの

三 植物種子、苗、苗木、茎、根、樹皮及びきこで栽培又は培養の用に供するものを内容とするもの

四 蚕種、家きんの卵、はち及び食用がえるで繁殖又は飼養の用に供するものを内容とするもの

五 法令の規定に基いて行つた食糧の検査のため官公署相互間に発受する食糧の標本を内容とするもの

第四種郵便物の料金は、左の通りとする。

一 前項第一号に掲げるもの 重量百グラム又はその端数ごとに 四円

二 前項第二号に掲げるもの 重量一キログラム又はその端数ごとに 一円

三 前項第三号から第五号までに掲げるもの 重量百グラム又はその端数ごとに 二円

第二十七條(第五種郵便物) 第一種から第四種までの郵便物に該当しない郵便物は、第五種郵便物とする。

第五種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに十円とする。

第二十七條の次に次の一条を加える。

第二十七條の二(市内特別郵便物の料金) 左の条件を具備する第五種郵便物の料金は、前条第二項の規定にかかわらず、四円とする。

一 同一の郵便区(郵便局について定められる郵便物の配達区域をいう。以下同じ)内、都の同一区内又は同一市町村内(京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市内)において発着するものであること。

二 重量が百グラムをこえないものであること。

三 同一差出人から同一内容のものを同時に百通以上省令の定めるところにより差し出されたものであること。

第三十一条中「二十五円」を「三十円」に、「三十五円」を「五十円」に、「四十五円」を「六十五円」に、「五十五円」を「八十五円」に改め、同条に次の一項を加える。

長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物で重量四キログラム以下のものは、前項の料金算定に当つては、重量四キログラムをこえ六キログラム以下のものとみなす。

第三十二条第四項中「並びに日本銀行を」日本銀行並びに社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第三十二条の二第二項中「二円」を「四円」に改める。

第三十四条第三項中「六百円」を「千円」に改める。

第四十三條第二項中「十五円」を「二十円」に、「三十円」を「四十円」に、「二十円」を「三十円」に改める。

第四十四條を次のように改める。

第二十七條の二に規定する市内特別郵便物以外の郵便物は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合においてあらたな住所又は居所が判明しているときは、これをそのあらたな住所又は居所に転送する。この場合には、当該郵便物が連達又は航空郵便としたものでも、連達又は航空郵便の取扱をしない。

小包郵便物又は書留とした通常郵便物を転送したときは、郵政省は、配達の際あらたに受取人が左の料金を納付させる。受取人が納付しないときは、差出人がこれを納付しなければならない。

小包郵便物
当該郵便物があらたな住所又は居所にあてて転送する郵便局に差し出された場合と同一の料金（書留料以外の特殊取扱の料金を除く。）

書留とした通常郵便物
当該郵便物の書留料

第四十八條第一項中「二千六百六十円」を「三千円」に、「千八百円」を「二千四百円」に、「千四百四十円」を「千八百円」に、「百三十五円」を「百八十円」に改める。

第五十條第二項の表中「三百六十円」を「五百円」に、「二百四十円」を「三百円」に、「六百三十円」を「九百円」に、「四百二十円」を「五百六十円」に、「二百六十円」を「三百五十円」に、「千

八十円」を「千五百円」に、「七百二十円」を「九百六十円」に、「四百五十円」を「六百円」に改め、同条第三項中「百八十円」を「百八十円」に改める。

第五十二條第一項に後段として次のように加える。

この場合には、当該郵便物が連達又は航空郵便としたものでも、連達又は航空郵便の取扱をしない。

第五十三條を次のように改める。

小包郵便物又は書留とした通常郵便物を差出人に還付すべきときは、差出人は、あらたに左の料金を納付しなければならない。

小包郵便物
当該郵便物がそのあて先の郵便物配達を受け持つ郵便局に差出人の住所又は居所にあてて差し出された場合と同一の料金（書留料以外の特殊取扱の料金を除く。）

書留とした通常郵便物
前条の規定により郵便物を差出人に還付すべきときは、料金が未納又は不足であるものについては、差出人は、その不納金額の二倍に相当する額の料金を納付しなければならぬ。

第五十八條第二項中「その現金の額と同額」を「その現金の額をこえない額」に改め、同条第五項を次のように改める。

書留料は、左の通りとする。

損害賠償額が千円以下であるもの

三十五円
損害賠償額が千円をこえるもの

千円をこえる二千円又はその端数ごとに現金を内容とするものにあつては五円、現金以外の物を内容とするものにあつては一円の割合で算出した金額を三十五円に加えた金額

第六十條第三項中「二十円」を「二十五円」に、「三十円」を「四十円」に改め、同項の次の一項を加える。

連達とする通常郵便物で他の特殊取扱としないものうち、その納付料金額が当該郵便物の料金及び連達料の合計額に達しないけれども前項の連達料相当額以上であるものについては、第五十一條の規定を適用する。

第六十條の二第四項第一号中「二十円」を「二十五円」に、同項第二号中「十円」を「十五円」に、「二十円」を「三十円」に、同項第三号中「十五円」を「二十円」に改める。

第六十一條第三項中「四十五円」を「五十円」に改める。

第六十二條第四項及び第六十三條第三項中「四十五円」を「五十円」に、「二十三元」を「二十五円」に改める。

第六十四條第四項及び第六十六條第三項中「四十五円」を「五十円」に改める。

第六十九條中「受取人の過失、当該郵便物の性質若しくは欠陥又は不可抗力」を「受取人の過失又は当該郵便物の性質若しくは欠陥」に改め

る。

附則

1 この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

2 昭和二十六年十二月十五日から昭和二十七年一月十日までの間に第二十二條第二項但書の規定により年賀状として差出された通常葉書の料金は、同項但書の規定にかかわらず、二円とする。

3 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に私設されている郵便差出箱又は使用されている郵便私書箱のその期における取集料又は使用料は、月割額による。

郵便為替法の一部を改正する法律案
郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七條中「通常為替、電信為替及び小為替」を「普通為替及び電信為替」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條（普通為替） 普通為替においては、差出人が現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する普通為替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する払渡郵便局（その指定がないときは、受取人が選択する払渡郵便局）において、差出人が指定する受取人（その指定がないとき

は、普通為替証書の持参人）に普通為替証書と引き換えに為替金を払い渡す。

第十條を次のように改める。

第十條 削除
第十一條中「前三條」を「第八條及び第九條」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。

為替金に関する受取人の権利は、差出人が受取人を指定しない普通為替に関するものを除いては、銀行以外の者に譲り渡すことができない。

第十六條第一項本文を次のように改め、同項但書中「通常為替」を「普通為替」に、「通常為替証書」を「普通為替証書」に改める。

普通為替証書及び電信為替証書（以下郵便為替証書と総称する。）の金額は、一枚につき、五万円以下とする。

第十七條を次のように改める。

第十七條（郵便為替の料金） 郵便為替の料金は、郵便為替証書一枚につき左の通りとする。

一 普通為替
為替金額千円以下の場合三十円
千円をこえ、三千円以下の場合四十円
三千円をこえ、五千円以下の場合五十円
五千円をこえ、一万円以下の場合六十五円
一万円をこえ、二万円以下の場合八十五円
二万円をこえ、三万円以下の場合百五十円
三万円をこえ、四万円以下の場合

同 同 同 同 同 同 同 同

同 以下の場合百二十五円
四万円をこえ、五万円
以下の場合百四十五円

二 電信為替
普通為替の料金と電信に關
する料金を基準として省令で
定める金額との合計額

前條第一項但書の規定により制
限額を引き上げた場合における郵
便為替については、五万円又はそ
の端数ごとに各別に郵便為替証書
を発行したものとなして、前項
の例による。

郵便為替の料金は、差出人が第
八条又は第九条の規定により現金
を郵便局に差し出す際、これを納
付しなければならない。

第十九条第一項第二号中「通常為
替証書」を「普通為替証書」に、同項
第三号中「通常為替」を「普通為替」
に改める。

第二十一条第一号を次のよ
うに改め、同条第二項中「十円」を
「二十円」に改める。

一 電信為替証書を亡失したと
き。

「第二章 通常為替」を「第二章
普通為替」に改める。

第二十五条第一項中「通常為替証
書」を「普通為替証書」に改める。

第二十六条第一項中「通常為替」
を「普通為替」に、「第十七条第四
項」を「第十七条第三項」に改め、
同条第二項を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条（普通為替証書の記載事
項の訂正等） 普通為替証書の記
載事項の訂正又は払渡郵便局の指
定のまつ消は、郵便局が、差出人

の請求によつてする。
第二十八条第三項を削る。

第二十九条を次のように改める。
第二十九条 削除

第三十条第二項を次のように改め
る。

前項の規定による取扱について
は、差出人は、郵便又は電信に關
する料金を基準として省令で定め
る料金を納付しなければならな
い。

第三十一条第一項中「通常為替」
を「普通為替」に改め、同条第三項
中「第二十七条第三項」を「前条第
二項」に改める。

第三十二条第二項中「亡失され、
若しくは」を削り、同条第三項中「十
円」を「二十円」に改める。

第三十三条第一項中「通常為替」
を「普通為替」に改め、同条第二項
を削る。

第三十四条第二項中「第二十七
条第三項」を「第三十条第二項」に改
める。

第三十六条を次のように改める。
第三十六条（振出請求書の記載事項
の訂正） 第九条の規定により差
出人が現金を差し出した郵便局
は、差出人の訂正の請求があると
きは、振出請求書の記載事項を訂
正し、又は払渡郵便局に訂正の請
求があつた旨を差出人の指定に従
い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、払
渡郵便局は、振出請求書の記載事
項を訂正する。但し、既に為替金を
払い渡した後であるときは、その
旨を差出人に通知するに止める。

第一項に規定する通知の取扱に
ついては、第三十条第二項の規定
を準用する。
「第四章 小為替」を削る。
第三十七条を次のように改める。
第三十七条（払渡の停止） 電信為替
の差出人が為替金の払渡の停止を
請求したときは、郵便局は、為替
金を払い渡さず、又は払渡郵便局
に払渡の停止の請求があつた旨を
差出人の指定に従い郵便若しくは
電信で通知する。

前項の通知があつたときは、払
渡郵便局は、為替金を払い渡さな
い。但し、既に為替金を払い渡し
た後であるときは、その旨を差出
人に通知するに止める。

為替金の払渡の停止の解除の請
求があつた場合において、その請
求を受けた郵便局が払渡郵便局で
ないときは、差出人の指定に従い
郵便又は電信で払渡郵便局に解除
の請求があつた旨を通知する。

第一項及び前項に規定する通知
の取扱については、第三十条第二
項の規定を準用する。

第三十八条を次のように改める。
第三十八条（準用規定） 電信為替に
ついては、第二十八条及び第三十
条から第三十三条までの規定を準
用する。この場合において、第二
十八条第一項、第三十条第一項及
び第三十二条第一項中「第八条」
とあるのは、「第九条」と読み替へ
るものとする。

前項において準用する第三十二
条第二項の規定による払もどし
は、電信為替証書を亡失した場合
においても、これをする。

第一項において準用する第三十

三条の規定による払渡郵便局及び
払もどし郵便局の変更について
は、差出人又は受取人は、その料
金として十円を納付しなければな
らない。

附 則
1 この法律は、昭和二十六年十一
月一日から施行する。
2 この法律の施行の際まだ為替金
が払い渡されていない通常為替及
び小為替は、この法律の規定によ
る普通為替とみなす。

昭和二十六年十一月二日印刷

昭和二十六年十一月五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所